別紙

現　行　定　款	変　　更　　案
（目　的） 第２条　本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 〜 11.　（条文の記載省略） 12.　発電及び電気の供給に関する事業	（目　的） 第２条　本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 〜 11.　（現行どおり） 12.　発電事業及び電気、蒸気その他エネルギーの供給に関する事業 13.　上下水の処理及び各種水供給に関する事業
（新　設）	
13. 〜 22.　（条文の記載省略）	14. 〜 23.　（現行13.～22.記載のとおり）
（株券の発行） 第８条　本会社は、株式に係る株券を発行する。	（削　除）
（単元株式数、単元未満株券の不発行及び単元未満株式の買増し） 第９条　本会社の単元株式数は、100株とする。 前条の規定にかかわらず、本会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、本会社が特に必要と認める場合は、発行することができる。 本会社の株主（実質株主を含む。以下同じ）は、本会社にその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができる。	（単元株式数及び単元未満株式の買増し） 第８条　本会社の単元株式数は、100株とする。 （削除） 本会社の株主は、本会社にその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができる。
（単元未満株主の権利） 第10条　本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １．会社法第189条第２項各号に掲げる権利 ２．取得請求権付株式の取得を請求する権利 ３．募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利 ４．前条第３項に規定する請求をする権利	（単元未満株主の権利） 第９条　本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １．会社法第189条第２項各号に掲げる権利 ２．取得請求権付株式の取得を請求する権利 ３．募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利 ４．前条第２項に規定する請求をする権利
（株券の種類） 第11条 本会社の発行する株券の種類は、取締役会の定めるところによる。	（削　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（株主名簿管理人） 第12条　本会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第10条　本会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。
（株式の取扱い） 第13条　株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する手続及びその手数料については、一般の慣行を参酌して取締役会で定める。	（株式の取扱い） 第11条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する手続及びその手数料については、一般の慣行を参酌して取締役会で定める。
第14条～第36条　（条文の記載省略）	第12条～第34条　（現行第14条～第36条記載のとおり）
（新　設）	附　則 （株券喪失登録簿に関する経過措置） 本会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。 本附則は、平成22年１月６日をもってこれを削除する。